

(別紙)

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第31条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和8年1月19日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和7年4月から令和8年3月まで

3. 対象となる海区

対馬海区

4. 対馬海区の小型魚割当量に対する漁獲量の率

(1月13日までの暫定値)

70.4%

〔 対馬海区の小型魚漁獲量 : 344.206 トン
対馬海区の小型魚割当量 : 488.719 トン 〕

5. 対馬海区の小型魚割当量に対する漁獲量の状態

7割を超過 (令和8年1月13日集計時点)